犯罪被害にあわれた方へ

~広島市犯罪被害者等日常生活等支援費用助成金制度のご案内~

犯罪行為により被害に遭われたご本人、そのご遺族・ご家族が、以下の内容に該当する場合に、広島市から助成金を支給します。なお、申請期限は犯罪行為が行われた日から2年以内となります。 (令和4年4月1日以降に起こった犯罪被害を対象とします。)

家事 • 介護費用助成

十拉斯市	宇東ワけ入港に思すてサービスの利用収入 中原土で中代する
支援概要	家事又は介護に関するサービスの利用料を一定額まで助成する。
	[〔対象となるサービス〕
	家事:調理、洗濯、掃除、買い物等の家事並びに乳幼児の保育及び子どもの送迎
	介護:食事、排泄、入浴等の介護及び通院介助
支給金額等	1事件につき80時間を限度とする。
	家事:限度額1時間当たり2,300円
	介護:限度額1時間当たり3,200円
支給対象者	● 犯罪行為 ^{※1} により亡くなられた方のご遺族 ^{※2}
	● 犯罪行為により重傷病 ^{*3} を負った方とそのご家族 ^{*2}
対象要件	● 被害時に広島市民であること。(死亡の場合は遺族、重傷病の場合は被害者
	本人)
	● 申請者が、申請時に広島市民であること。
	● 犯罪被害により、家事又は介護を行うことに支障が生じていること。
	● サービスがその提供を業とする事業者から提供されたものであること。
	● サービスが申請者の住居において行われたものであること。
	● 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
支給対象外	● 介護保険法その他の法令による給付等を受ける場合
	● 犯罪行為時において、加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事
	情にあった者を含む。)がある場合
	● 犯罪行為を教唆・ほう助するなど、犯罪被害について被害者等にも責めに帰
	すべき行為があった場合
	● 暴力団員等である場合
	● 助成金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

一時保育費用助成

支援概要	一時預かり事業の利用料を一定額まで助成する。
支給金額等	1事件につき未就学児1人当たり14日を限度とする。
	限度額1日当たり3,000円
支給対象者	● 犯罪行為*1により亡くなられた方のご遺族*2
	● 犯罪行為により重傷病 ^{※3} を負った方とそのご家族 ^{※2}
対象要件	● 被害時に広島市民であること。(死亡の場合は遺族、重傷病の場合は被害者
	本人)
	● 申請者が、申請時に広島市民であること。

	● 犯罪被害により、被害者等の子ども(未就学児)を保育することに支障が生
	じていること。
	● 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
支給対象外	● 犯罪行為時において、加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事
	情にあった者を含む。)がある場合
	● 犯罪行為を教唆・ほう助するなど、犯罪被害について被害者等にも責めに帰
	すべき行為があった場合
	● 暴力団員等である場合
	● 助成金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

転 居 費 用 助 成

支援概要	犯罪行為が行われた時に居住していた住居から転居するために要した費用を一
	定額まで助成する。
	〔対象となる費用〕
	● 家財の梱包等の運送費用及び荷造り、不用品の回収等のサービスに係る費用
	● 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、日割家賃その他の新たな住居に入居
	する際に要した初期費用
	● 転居を前提とした宿泊施設を仮住まいとした場合の宿泊費用
支給金額等	1事件につき20万円を限度とする。
	転居の回数は問わない(転居先が広島市域外の場合、その後の転居は対象外)。
支給対象者	● 犯罪行為*1により亡くなられた方のご遺族*2
	● 犯罪行為により重傷病 ^{*3} を負った方
対象要件	● 被害者が、犯罪発生時に広島市民であること。
	● 申請者(遺族の場合)が、犯罪発生時に被害者と同居していたこと。
	● 住居若しくはその付近で犯罪行為が行われたことにより、住居に居住し続け
	ることが困難になったこと、又は二次的被害若しくは再被害を受けるおそれが
	あること。
	● 運送事業者、不動産事業者又は宿泊事業者に支払った費用であること。
	● 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
支給対象外	● 犯罪行為時において、加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事
	情にあった者を含む。)がある場合
	● 犯罪行為を教唆・ほう助するなど、犯罪被害について被害者等にも責めに帰
	すべき行為があった場合
	● 暴力団員等である場合
	● 助成金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

- ※1 故意に人の生命又は身体を害する行為
- ※2 配偶者(事実婚等を含む。)又は被害者の二親等以内の親族
- ※3 療養の期間が1か月以上を要する負傷又は疾病

問合わせ先・	広島市役所市民局市民安全推進課
申請窓口	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6番 34号 本庁舎 12階
	電話: 082-504-2714